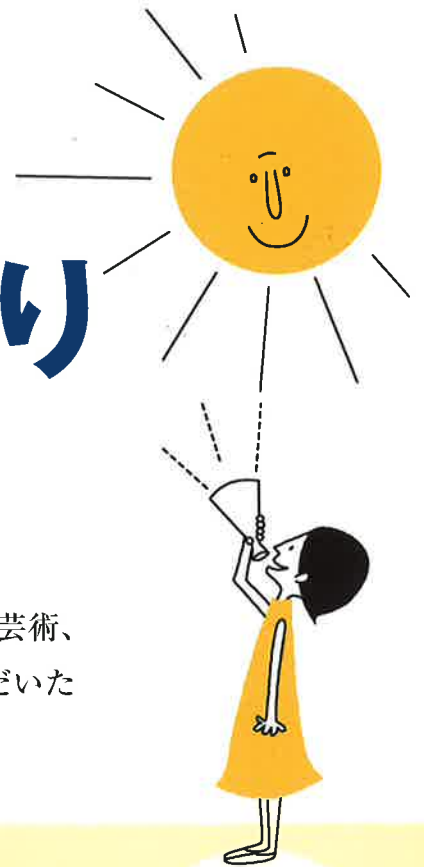


みんなで育む 草津市のまちづくり



市民公益寄付金制度

市民公益寄付金制度は、市民活動やまちづくり、文化・スポーツ・芸術、環境、高齢者福祉事業などを支援・応援してくださる皆様からいただいた寄付金を活用して公益事業を行うしくみです。





アマカホールを中心に、市民創作ミュージカルや市民企画によるコンサートなどを開催します。



芸術文化 生涯学習



ロクハ荘、なごみの郷を中心に、多世代交流・介護予防に関する事業やロビーコンサートなどを開催します。

高齢者福祉 多世代交流

公益寄 使い



市民公益活動団体への財政支援やボランティア活性化のための取り組みを行います。

市民公益活動団体・ ボランティア の支援



- 有効に活用します
- ご利用ください
- お届けします

ご寄付の際、どのような取り組みを応援いただくのかを選択していただくことができ、また、事業実施にあたっては、既存事業の補填ではなく、地域発展のために効果的の事業所や法人・団体様が10口以上のご寄付をされた場合、ご希望により事業団の発行するご寄付いただいたお金がどのように使われたのかを紹介するニューズペーパーを発行



スポーツ 健康

スポーツ団体の育成や健康づくりなど、スポーツ振興に関する事業を開催します。



ロクハ公園や市内児童公園などで、自然環境や公園づくりに関する事業を展開します。

自然・環境学習 みんなの 公園づくり



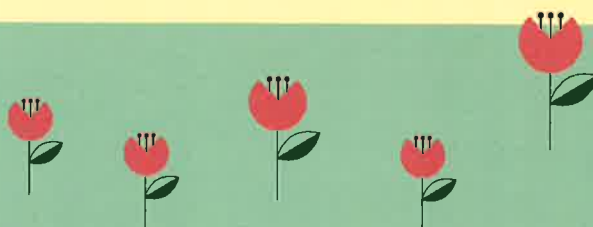
町付の 道

コミュニティ振興 まちづくり

まちづくりセンターを中心に、まちづくりやコミュニティの健全な発展に関する事業を行います。また、まちづくり機器の充実を図ります。



ます。
活用できるよう皆様のご意見に耳を傾けながらおこないます。
ホームページなどに広告を掲載していただくことができます。
してお届けします。



寄付金の受け入れ方法

1 寄付申込書による受け入れ



●法人(団体)一口 5,000円 ●個人 一口 1,000円

2 募金箱による受け入れ



イベントなどで設置します(金額自由)

寄付の税制優遇措置(特定寄付金) 平成24年11月1日現在

個人の場合

所得控除

所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方が減税効果大きい。

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \hline \text{収入額} - \text{控除額} \\ \hline \end{array} \right] \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \hline \end{array}$$

(寄付金額-2千円)

※所得金額の40%相当額が限度

例) 所得税率が20%となる方が1万円を寄付した場合

所得控除の場合の減税効果

1600円

法人の場合

特定公益増進法人に対する寄付金

特定公益増進法人に対する寄付金は、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- 1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額
- 2) 特別損金算入限度額

$$\left[\begin{array}{|c|} \hline \text{基本金等の額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得の金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

注: 特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。

特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めます。



公益財団法人
草津市コミュニティ事業団

〒525-0037 滋賀県草津市西大路町9番6号
草津市立まちづくりセンター2階
TEL. 077-565-0404 FAX. 077-565-1221
ホームページ: <http://kusatsu.or.jp/>
E-mail: community@kusatsu.or.jp